

「災害時等における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」
P37～P50に掲載している災害時備蓄医薬品等管理要領の改訂の概要

医薬品等の備蓄場所等について、変更が生じていることから、改訂を行いました。

1 医薬品等の備蓄場所(災害拠点薬局)

四日市地域の災害拠点薬局が変更となったことから、改訂しました。

【参照頁 P39 別表1「4 災害医薬品備蓄所(災害拠点薬局)」】

2 医薬品等の備蓄品の見直し

県が備蓄する医薬品等の一部について、販売が終了している品目があり、代替品へと変更していることから、規格包装を一部改訂しました。

【参照頁 P41 別表3】

3 その他

(1)備蓄医薬品等の名称について、表記を統一しました。

【参照頁 P40 別表2、P42 別表4、P44 別表5】

(2)備蓄医薬品リストの注釈を追加しました。

【参照頁 P43 別表4】